

平成28年度 包括外部監査

措置結果報告書

<監査テーマ>子ども・子育て支援に関する事務の執行について

監査テーマ	平成28年度	子ども・子育て支援に関する事務の執行について
-------	--------	------------------------

		No.	1
項目	大分類	第3 施設型給付	
	中分類	4 施設型給付費及び地域型保育給付費(扶助費)	
	小分類	実態を把握したうえで、対象経費となる項目の再考を含めた補助の内容の再検討をされたい。	
所管部課		子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分 <input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容 *要点を簡単に記載してください		<p>助成の対象となる経費の範囲が幅広いため、実際にどのような用途に利用されているのかを把握、分析し、保育士の処遇改善に使用されるようにするなど、助成金がより有効に活用される方策を検討する必要がある。用途の一つである「習い事等の実施に係る費用負担」のために使用されることについては、やや疑問があり、また公民格差の是正も必要である。</p>	
報告書該当ページ	P.47		
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他( )	
措置(対応)内容		<p>本助成は公民格差是正のため、「保育士等の処遇改善」、「教育・保育内容の充実」、「保護者負担金の軽減」等を目的とし、国の定める公定価格では運営上不足するところを補い、施設が安全・安心かつ充実した教育・保育体制を確保するために必要とする部分に使用できる助成となっている。</p> <p>そのうち、特別保育の実施については、施設が保護者の多様な教育・保育ニーズに対応しており、そのために発生する保育料の他に発生する経費について、本助成によりその実施に必要な経費の一部を施設に対し助成することで、保護者負担を軽減し、対応しているものである。</p> <p>平成27年度の子ども子育て支援新制度開始以降、国において保育士の処遇改善や各補助事業について毎年様々な見直し・制度改革が行われていることから、本助成の内容については、国の改正内容を踏まえ、重複する事業がないように、的確に対応していく中で、その用途の明確化や用途の見直しを行っていくものであり、平成29年度の国の改正を踏まえた対象事業・経費の見直しについて、適切に実施したところである。今後も、国の事業内容を注視し、都度適切に対応していく。</p>	
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		平成30年4月1日	

		No.	2
項目	大分類	第6 就学後の子育て支援	
	中分類	1 学童保育室運営事業・学童保育室整備事業	
	小分類	「高槻市学童保育室入室選考取扱細則」の選考基準を見直されたい。	
所管部課		子ども未来部 子ども育成課	区分 <input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>(ア)「高槻市学童保育室入室選考取扱細則」の選考基準で、第1順位ないし第3順位、第5順位ないし第7順位については、文言上は保護者の就労が要件になっていないように読めるため、恣意的な運用を防止するためにも就労していることが要件であることを明確化すべく修正することが望ましい。</p> <p>(イ)学童保育室の入室選考については、国のガイドラインなどもなく、「保育の必要性」と「保育に欠ける度合い」により判断することとされている。生活保護世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯の児童を第1順位としているが、同世帯の自立支援という別目的を勘案していることとなるため、その妥当性について、統計的な把握も含めて、改めて検証することが必要である。</p>	
報告書該当ページ	P.128		
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他( )	
措置(対応)内容		<p>入室選考取扱細則について検証を行い、以下のとおり、入室選考基準の一部見直しと文言の整理による所要の改正を行った。</p> <p>(ア)については、入室選考基準において、入室資格を明確に規定した。</p> <p>(イ)については、検証の結果、生活保護世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯の児童は保育の必要性が高いと判断した。そのため、現行の優先順位が適切であることから、現行基準を基に所要の文言整理を行った。</p>	
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		平成30年6月4日	

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策	
	中分類	1 妊婦健康診査	
	小分類	委託料の支払方法、支払基準を見直されたい。	
所管部課		子ども未来部 子ども保健課	区分 <input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>受診券の券面額以上の金額で妊婦健診を行った場合には受診料を記載しない取扱になっており、実際にかかった費用が低くても、受診券を利用しない場合よりも高い受診料や券面額どおりの受診料で委託料が請求されている可能性がある。</p> <p>したがって、券面額以上の受診料で妊婦健診を行った場合にも、当該受診料の金額を申告させるべきである。また、その際の領収書の写しなどを添付させることが望ましい。</p>	
報告書該当ページ	P.135		
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input checked="" type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他( )	
措置(対応)内容		<p>妊婦健康診査の枠組みは、大阪府全域で統一的な健診を実施する必要性から、従来より大阪府医師会が主体となって運営しており、府下の全ての自治体は大阪府医師会への随意契約により事業を行っている。</p> <p>券面額と異なる受診料で妊婦健診を行った場合の取扱を既存の方法から変更し、当該受診料の金額を申告させるためには、審査機関でもある大阪府医師会との協議が必要であり、府全体の枠組みの見直しが必要である。</p> <p>調整の結果、府医師会からは事務の取扱変更について難色が示されたところであるが、高槻市医師会との連携を図りつつ、今後も引き続き市内医療機関の実態把握に努めていく。</p>	
措置(対応)済の場合 措置(対応)日			

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策	
	中分類	3 産前・産後ママサポート	
	小分類	契約方式を見直されたい。	
所管部課		子ども未来部 子ども保健課	区分 <input checked="" type="checkbox"/> 結果 <input type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>「産後ママサポート事業を適切に遂行してきた実績と、ヘルパー育成のノウハウを併せ持つ、本事業を委託することができる唯一の団体であり、また、セーフティーネットとして活用する目的もあることから、母子保健や児童福祉に精通した事業者であること、コーディネーターの配置を含め、本事業を確実に実施できる体制を有している事業者である」という理由で、社会福祉法人高槻市社会福祉事業団と随意契約を締結している。</p> <p>しかし、妊婦や子育て家庭向けのホームヘルパー派遣事業は特殊な内容ではなく、民間にも事業者があること、また、総合評価型のプロポーザル方式を選択することによって福祉的機能を備えているか見極めるという方法をとることもできることから、契約の透明性や経済性を確保するため、適切な契約方式を選択するよう見直すべきである。</p>	
報告書該当ページ	P.141		
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他( )	
措置(対応)内容		<p>本事業は、支援員による「妊娠・出産・子育てにおける相談支援」を必須とし、母親自らの力で子育てできるよう自立を目的とした支援を基本としている。また、支援員と市保健師との連携体制を担保するため、仕様書によりコーディネーターの配置を求めるとともに、その業務についても定めている。したがって、単なるホームヘルパー派遣事業とは内容が異なっている。</p> <p>平成30年度からは、契約締結時に前述の事業目的を明確にし、この目的を達成できる事業者は高槻市社会福祉事業団の他にはないため、現行の契約方式が妥当であることを明記することにより、契約の透明性を確保することとした。</p>	
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		平成30年4月1日	

No. 5

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策		
	中分類	5 小児救急医療体制の確保(応急診療所管理運営事業)		
	小分類	早期の耐震化対策を実施されたい		
所管部課	健康福祉部 保健所 健康医療政策課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	高槻島本夜間休日応急診療所の一部は、国が示す耐震安全性基準を満たしていないので、合築の大阪府三島救命救急センターの移転が確定後、現在の建物の耐震化工事を行うのか、あるいは、同救命救急センターと同じ場所へ移転するのか等の方向性を決めていく流れになることが予想されるが、様々な地域で、地震が頻発している現状を踏まえると、耐震化に向けてのロードマップを作成し、これを早期かつ着実に履行することにより、早急な耐震化対策を講じることを強く申し入れる。			
報告書該当ページ	P.148			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input checked="" type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他( )			
措置(対応)内容	高槻島本夜間休日応急診療所については、過去の設立経過や医療関係者の意見を踏まえ、初期救急医療事業(小児救急医療体制の広域化)のあり方について検討を進めていく。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

No. 6

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	5 高槻市障がい児相談支援事業		
	小分類	契約方式を見直されたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 結果	<input type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	高槻市は、委託先の3つの社会福祉法人と、毎年度「随意契約」により業務委託契約を締結しており、その根拠は「委託相談機関は身近な場所に存在するべきであることから、市内に複数個所を分散して配置する必要があり、1者のみの実施では、本事業の趣旨目的を十分に達成できないため、要件を満たすことができる3事業所全てと随意契約を締結するもの」と契約の起案文書には記載がある。しかし、業務内容に鑑みると「分散して配置」されているとは言い難い状況がある等、決裁文書に記載されている随意契約理由は認められない。			
報告書該当ページ	P.167			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他( )			
措置(対応)内容	本事業は、発達に課題のある児童の保護者から様々な相談に応じるとともに、児童の発達に関する課題を整理し、早期療育等適切な支援に繋ぐ役割を担っており、受託者は、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者かつ障害者総合支援法に基づく指定特定障害者相談支援事業者であること及びその後の児童の支援について一定の実績を有していることが必要となる。また、相談件数が増加傾向にあり、相談内容が多様化する中、適切に相談に対応するためには、複数個所に設置することが必要となる。 現在、本事業を適切に実施することができる資格及び体制を有する等、前述の要件を満たすことができる事業所は現契約の3箇所しかなく、事業所の配置地域については改善すべき課題はあるものの、現在の契約については妥当と考える。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成30年4月1日			